

平成21年12月2日

嘉麻市長 松岡 賛 様

嘉麻市行政改革推進審議会  
会長 山 崎 克 明

嘉麻市行政改革実施計画の実施状況について（答申）

平成21年10月21日付けで貴職から諮問のあった嘉麻市行政改革実施計画の実施状況について、本審議会において慎重に審議を行った結果に基づき、下記のとおり答申いたします。

記

本市では、破綻寸前の危機的財政状況等を踏まえ、自立した自治体としての確固とした行財政基盤を構築することなどを目的として、平成19年2月に策定された行政改革大綱及び行政改革実施計画に基づき、行政改革の取組みが実践されているところです。

本審議会では、この行政改革実施計画の実施状況（平成21年3月31日現在）について、昨年度に引き続き2回目の諮問を受け、今年度は計6回にわたって審議を行ってきたところです。審議では、必要に応じて関係部署にヒアリング出席や資料提供等を求め、取組みが進んでいない事項や計画額を下回っている事項、また昨年度審議会が指摘した事項などを中心に議論を重ねてきました。

その結果、行政改革実施計画実施事項135項目のうち、実施済み（一部実施済みを含む）が昨年度から7項目増え、全体で92項目となっている状況、並びに効果額では、平成20年度実績額で計画額の934,799千円を271,108千円上回り、1,205,907千円となっている状況などから、本審議会としては、これまでの行政改革の取組みについては、概ね計画的かつ着実に実施されており、一定の効果が上がっていると高く評価をするところです。

本市の行政改革の取組みは、市の財政見通しからも分るように、当面、財政再生団体への転落は回避されたとはいえ、平成28年度からの普通交付税合併優遇措置の段階的廃止に備え、計画的かつ着実に実施していかなければ、この時点での財政再生団体への転落のおそれがあるところです。加えて、今年発覚した算定誤りによる普通交付税の大幅減額などを考慮すれば、市の財政状況は未だ危機的状況にあると考えられます。

以上のことから、市長におかれては、今回の状況に気を緩めることなく、引き続きこの行政改革に職員一丸となって取り組まれることを期待するところです。

最後に、今回の実施状況に関する審議会意見について、総括的事項及び個別的事項として別紙のとおり取りまとめましたので、今後の取組みに活かされるよう要望いたします。

## 審議会意見

### 1. 総括的事項

#### (1) 実施状況の記載内容について

実施状況の記載内容では、「検討する期間」や「実施する時期」、また「何を実施するのか」が不明瞭な内容が今年度も見受けられたので、実施状況を検証できるように、検討期間や実施時期等を明記されたい。また、実施済みとされている実施事項についても、「なにを」、「いつから実施し」、「どのような効果があったのか」などを検証できるよう分かりやすい記述に努められたい。

#### (2) 行政改革への取組み姿勢について

一部の実施状況では、本審議会が昨年指摘した事項について、特段の理由もなく実施事項に全く着手していないなど、その取組み姿勢に疑問を抱くような実施課が見受けられる。また、本審議会からの質問に対する回答に、担当係の人数が少ないので検討することが不可能といった安易な説明を見ると、本審議会としては課長等のマネジメント能力に強い不安を覚えるところである。

こうした実施課については、市長からの強い指導をお願いする。

#### (3) 効果額について

効果実績額が計画額を下回った実施事項では、その原因分析や今後の対応策についての説明が不足しているため、来年度以降はこの点を記述されるようお願いする。また、今後の財政見通しを考えれば、来年度以降も効果実績額が計画額を上回るよう、取組みを強化されたい。

#### (4) 滞納対策について

本市の滞納対策は、本市の深刻な滞納状況などを踏まえ、全庁的な推進組織として収納対策本部が平成19年12月に設置され、この対策本部が中心となって推進しているようであるが、今回までの実施状況を見る限り、有効な滞納対策が実施されているのか疑問を抱くところである。

滞納対策は、ここで述べるまでもなく、自主財源確保及び公平性確保の観点から非常に重要な取組みである。収納対策本部が設置され今日まで2年が経過しようとしているが、滞納対策についての有効な方針等が示されることもなく、税や料等の各担当部署も従来どおりのやり方に止まっているような印象を受け、全庁的に推進しているとは言い難い状況である。

こうしたことから、現在の収納対策本部を中心とする滞納対策がなぜ有効に機能していないのか、よく分析を行い、必要な対策を講じられたい。

「仏つくって魂いれず」とならないようお願いする。

(5) 今後の取組みについて

今後の行政改革実施計画は、来年度(平成22年度)で計画期間が終了するが、本市の財政見通しを考えれば、平成23年度以降も不断に行政改革を実施する必要があると思われるので、必要な検討作業などに着手されたい。

## 2. 個別的事項

### ■No5～No12 収納率の向上

### ■No13～No19 滞納対策の強化

平成20年度実績額を見ると、収納率の向上の取組みで△19,247千円、滞納対策の強化の取組みで△8,556千円と計画額を大きく下回っている状況であるが、21年度以降の見込みでは、計画額と同額若しくはそれを上回る効果見込み額を記載している。これは、20年度の計画割れの原因が十分に分析され、その対策を講じたうえで、見込まれているものなのか疑問がある。

これらの自主財源確保の取組みは、地方公共団体として最も基本的な財源確保策であるので、21年度以降の実績額が計画額を下回らないよう取組みを強化されたい。

また、ヒアリング時の説明によれば、近隣市と比較して口座振替率が低いようなので、口座振替を一層推進されたい。合わせて、旧碓井町で実施されていた集合納税方式など、市民にとって納付しやすい制度について研究されたい。

### ■No7 公共施設における税等収納事務の検討

本審議会では、収納対策本部が中心となって、この取組みの実施に向け検討を行っていただきたいと昨年指摘していたところである。しかるに今回、収納対策本部での検討は未だなされていないとの説明を聴き、審議会としては遺憾に思うところである。

公共施設での収納業務は、市民の利便性向上につながると思われるので、取扱い業務の限定や体制が整った施設から段階的に実施するなど、より現実的な導入を視野に入れ、速やかに検討作業に着手されるよう強く要望する。

また、昨年の質問に対する回答では、収納対策課だけでは検討が困難としていたにもかかわらず、収納対策室ではなく税務課を実施課としているのには疑問がある。

### ■No18 インターネット公売の導入

この取組みについては、質問に対する回答によると、低所得層の滞納者が多い本市の場合、あまり効果が見込まれず、より効果の見込まれる多重債務者の過払い金対策にシフトしているため、未着手であると説明されている。

インターネット公売は、これまで換価が難しいとされてきた動産についても積極的に差押えを行い、インターネットオークションなどの仕組みを通じて効率的かつ効果的に差押え物件の換価を行う仕組みであり、平成16年度に東京都で運用が開始され

て以来、その有効性から全国的にも多くの地方公共団体で導入が進んでいる制度である。

このように、この制度は、預貯金や不動産などの資産を保有していない滞納者に対してでも、目ぼしい動産を保有していれば、当該動産について差押えを行い、効果的に換価することが可能となる制度であるため、強制徴収の幅をより広げるものと考えられる。

嘉麻市の状況を考えたとき、低所得層の滞納者が多いためあまり効果が見込まれないとする実施課の意見も理解できなくもないが、中長期的な滞納対策という視点から考えれば、滞納者に対する財産調査及び差押えを強化し、インターネット公売などを通じて積極的に換価を行っていくことで、市民の税負担の公平性を確保し、同時に滞納抑止策としても有効だと考えるところである。

以上のことから、本審議会としては、昨年同様、このインターネット公売については、積極的に取り組むべきものと思われるので、収納対策本部が中心となって実施されることを強く要望する。

#### ■ No 19 滞納者に対する行政サービスの制限の実施検討

本審議会では、収納対策本部及び収納特務班が中心となってこの取組みについて検討を行い、平成21年度中には一定の方向性を示されるよう昨年指摘していたところである。しかるに今回、収納対策本部での検討は未だなされていないとの説明を聴き、審議会としては遺憾に思うところである。

この取組みは、既に先進地では実施されているように滞納対策として有効だと思われるので、収納対策本部が中心となって実施に向けての検討作業に早期に着手されるよう強く要望する。

また、昨年の質問に対する回答では、収納対策課だけでは検討が困難としていたにもかかわらず、収納対策室ではなく税務課を実施課としているのには疑問がある。

#### ■ No 26 地上デジタル放送開始に伴う施設利用有料化（CATV有料化）

この取組みについては、公平性確保及び受益者負担適正化の観点から、平成21年度からの有料化は着実に実施されたいと昨年指摘していたところであるが、今回の実施状況では、あまり進展していないという状況であった。本審議会としては、昨年指摘したように公平性確保の観点から早期に有料化は実施すべきと考えるので、平成22年度からは、確実に実施されるよう強く要望する。

#### ■ No 29 職員の公共施設駐車場利用料の導入

本審議会では、当然実施すべき取組みであるので、平成21年度から実施されたいと昨年指摘していたところである。ところが今回の実施状況では、平成21年度はおろか、計画期間内の実施も予定されていない状況である。本審議会では、実施課が多いとしている課題を提出資料により確認したが、技術的なことが殆どであり、実施を

安易に先延ばししているとの印象を受ける。

本市の厳しい財政状況下に新規に職員駐車場整備を行った経過、並びに今年度から飯塚市でも一部導入されるなど県内の導入状況を勘案すれば、本市においても早期に導入されることを強く要望する。

■No 4 2 経常経費（物件費、維持補修費等）の節減

■No 4 3 電力契約の変更

この取組みについては、計画額及び効果額を平成19年度実績額のままで見込んでいるが、こうした経常的な経費の節減こそ、日々の行政改革の取組みとして大切なことと思われるので、現在の見込みを上回るよう取組みを強化されたい。

■No 1 0 7 学校給食業務の民間委託の検討

この取組みについては、現在、他市の状況等を資料収集中としている状況であるが、資料収集後の検討結果（方向性）を何時出されるのかとの本審議会からの質問に対し、担当係が2名しかいないので不可能との回答であった。本審議会としては、このような回答を受け、課長による課内マネジメントが適切に行われているのか、非常に疑問に思うところである。市の計画で検討すると位置づけた取組みの中で、こういった理由が市民や有識者で構成する本審議会に安易に提出される体質を目の当たりにしたとき、お役所仕事と揶揄される理由を垣間見た印象を受ける。

この取組みについては、課内所属職員の業務分担を見直すなど必要な措置を講じた上、計画期間内に一定の方向性を出されるようお願いする。

■No 1 0 9 ごみ収集業務の民間委託

この取組みについては、昨年の計画見直しにより実施を取り止めるとしているものであるが、民間委託を取り止める理由が見当たらないので、速やかに実施すべきとして昨年指摘していたところであるが、今回の実施状況では、特段進展していない状況であった。こうしたことから、本審議会としては、今回、民間委託を取り止める判断材料とした資料を提出していただき、その内容を確認したところである。提出資料では、経費比較やメリット・デメリットが一応整理されているものの、その内容では、直営収集のメリットとして、常勤職員の臨時職員化により一層の経費節減の可能性を含むとしながら、デメリットとして、その体制では責任面で検討余地があるとするなど、その経費節減の根拠としている人員体制の見直しを疑問視しながら、なぜ直営と判断したのか、一層疑問を抱く結果となった。

以上により、この取組みについては、昨年同様、民間活力利用の観点から、速やかに民間委託されるよう強く要望する。

■No 1 1 5 市民センター、ホール、会館等の見直し

この取組みについては、質問に対する回答によると、市の公の施設見直し計画によ

り、関係者などと検討作業を進めているが、今後も慎重な協議が必要としている。

本審議会としては、こうしたコミュニティ施設の見直しについては、回答にもある地域コミュニティ活動の拠点としての視点に加え、今後の行革目的である財政健全化の視点、また地域のことは地域でといった住民自治の視点から同時に検討を行い、この嘉麻市にとって、最も有益となる方向性を導き出す必要があると考える。また、このような施設は、基本的に全市的規模の施設が1館と、サブ施設が旧市町に各1館あれば足りるものであると、本審議会としては考えるところである。

なお、検討にあたっては、利害関係者だけによる議論ではなく、本市の財政状況等も踏まえ、幅広い見地からの議論をお願いする。

以上の点に留意され、引き続き検討を進められたい。

#### ■ No 116 織田廣喜美術館、郷土館等の見直し

この取組みについては、質問に対する回答によると、公の施設見直し計画では指定管理者導入の方向性が出されているものの、指定管理者導入が不向きであり、直営で運営するとする教育委員会の方向性が出されているものである。

本審議会としては、美術館や博物館などに指定管理者制度が導入されてきている他団体の状況や指定管理者導入によりサービス内容が向上した図書館などの例も重要視すべきであると考え。また、実施課が課題点などとしてあげた内容を確認したが、専門的な人材の継続的確保や地域ボランティアなどとの連携は、選考基準や契約条項に明記することで、ある程度解消できるのではないかと考える。経費節減を疑問視する点については、何を根拠にされているのかは不明であるが、この項目についても、先進事例をよく研究するなどして選考基準や選考方法などを適切な内容とすることで解消が図られるのではないかと考える。

以上により、この取組みについては、指定管理者を導入する方向で、再度検討を行う必要があると思われる。また、検討にあたっては、利害関係者だけによる議論ではなく、本市の財政状況等も踏まえ、幅広い見地からの議論をお願いする。

#### ■ No 118 農機具保管庫、共同作業所等農林業施設の見直し

質問に対する回答によると、廃止の方向で検討されている林業振興センターは、4団体（林業関係団体であるのかは不明）のみの利用に限られ、また市の資材保管場所として利用されていると説明されている。こうした目的外利用が常態化している状況などを考えれば、この林業振興センターについては、廃止に向けた事務作業を一層進めるべきだと考える。このとき、問題点として挙げていた補助金返還については、返還が生じないとされる無償譲渡の活用及び返還額を上回る額での売却の可能性について、よく研究されたい。

また、農機具保管庫や共同作業所等、利用者が限定され、地域に密着した施設については、着実に地域への移譲を進められたい。

#### ■No 119 類似公民館及び集会所の見直し

こうした類似公民館や集会所などの行政区域内程度での利用に限定され、最も地域住民に密着したコミュニティ施設は、地域のことは地域でといった住民自治を促進する観点から、実施計画に定めるとおり地域に移譲する方向で見直すべきものと思われるので、その方向での検討及び見直しをお願いする。

#### ■No 120 図書館の見直し

この取組みについては、質問に対する回答によると、公の施設見直し計画では指定管理者導入と方向性が出されているものの、市の図書館協議会において反対とされたため、当面は直営で運営とする教育委員会の方向性が出されているものである。

本審議会としては、全国的に図書館への指定管理者導入が増えてきている状況や指定管理者導入によりサービス内容が実際に上がったという事例もあり、この点を重要視すべきであると考えている。また、実施課が問題点などとしてあげている内容を確認したが、無料を基本とする図書館サービスが指定管理者導入により、あたかも有料化されるような点などは、本審議会としては到底理解し難く、他の2点についても指定管理者を導入しない理由にはあたらないと考えているところである。

以上により、この取組みについては、指定管理者を導入する方向で、速やかに検討を行っていく必要があると思われる。また、検討にあたっては、利害関係者だけによる議論ではなく、本市の財政状況等も踏まえ、幅広い見地からの議論をお願いする。

#### ■No 122 学校給食運営の見直し

本審議会では、この取組みについて必要な検討機関を設置するなどして平成21年度中には検討作業に着手されたいと昨年指摘していたところである。今回の実施状況では、他市の状況等を資料収集とされ、資料収集後の検討結果（方向性）を何時出されるのかとの本審議会からの質問に対し、担当係が2名しかいないので対応不可能との回答であった。

本審議会としては、このような回答を受け、課長による課内マネジメントが適切に行われているのか、非常に疑問に思うところである。

この取組みについては、課内所属職員の業務分担を見直すなど必要な措置を講じられ、計画期間内に一定の方向性を出されるようお願いする。

#### ■No 123 一人一提案一改革の実施

この取組みについては、今後もテーマを決めて実施するなど、積極的に活用するよう指摘していたところであるが、特に取り組まれていないようなので、職員の意識改革を図る有効な取組みと思われるので、定期的な実施を強く要望する。

#### ■No 125 職員研修制度の充実

本審議会に提出いただいた資料によると、庁内職員研修への参加率が低い傾向にあ

るので、研修開催日程の工夫や欠席者へのビデオ受講など参加率が上がるよう対策を講じられたい。

■No136「地域づくり交付金」(仮称)制度の検討

この取組みについては、協働に関する事務分掌を明確にし、速やかに着手するよう昨年指摘していたところであるが、今回の実施状況でも、未着手となっているような状況である。

市が、今後、市民や地域との協働を推進するうえでは、協働の受け皿となる地域コミュニティの育成が最も重要となってくる。その意味から、この交付金制度は人的支援とあわせて地域コミュニティ育成の両輪となり得るものと考えられるので、早期に体制を整備し、必要な検討作業に着手されることを強く要望する。